

下請企業の社会保険等未加入対策の取扱い

1 対策の内容

平成30年4月1日以降に埼玉県と契約を締結する全ての建設工事においては、社会保険等未加入企業を下請負人とすることを原則禁止します。

2 社会保険等未加入企業の定義

次のいずれかの届出を履行していない建設業者（届出の義務がない者を除く。）をいいます。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

3 社会保険等加入企業の使用促進

契約時に「契約時における確認票」を用いて、社会保険等未加入企業を原則下請負人としなないことを確認します。

4 下請負人における社会保険等未加入企業の確認等

発注者は、「工事現場等における施工体制の確認要領」第12条に基づき、受注者から提出された施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」欄において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認します。受注者は、下請企業の適切な保険加入範囲や保険加入の適用除外などについて、[「適切な保険」の確認シート\(国土交通省作成\)](#)等を参考に加入状況を確認してください。

また、受注者は、社会保険等未加入企業を下請負人とする場合、下請負人としなければならない特別の事情について具体的な理由を記載した書面（一次下請企業にあっては様式1-1号（以下「理由書（一次）」という。）、二次以下の下請企業にあっては様式1-2号（以下「理由書（二次）」という。））を施工体制台帳と併せて提出してください。

- (1) 一次下請企業が社会保険等未加入企業である場合
 - ① 発注者は、受注者から理由書（一次）の提出を受けたときは、理由書（一次）に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施します。
 - ② 発注者が、理由書（一次）によって当該特別の事情を有すると認められると判断した場合は、受注者に対して、保険加入を確認できる書類（様式4号）を原則30日以内の期日を指定して提出するよう様式2-1号により通知します。

なお、受注者から指定した期日までに保険加入を確認できる書類が提出されない場合は、埼玉県流域下水道事業建設工事標準請負契約約款第7条の3第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知します。

- ③ 発注者が、理由書（一次）によっても当該特別の事情を有すると認めないと判断した場合は、受注者に対して、特別の事情を有すると認めない旨、その理由及び埼玉県流域下水道事業建設工事標準請負契約約款第7条の3第1項の規定に違反することとなる旨を様式3-1号により通知します。

(2) 二次以下の下請企業が社会保険等未加入企業である場合

- ① 発注者は、受注者から理由書（二次）の提出を受けたときは、理由書（二次）に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施します。
- ② 発注者が、理由書（二次）によって当該特別の事情を有すると認められると判断した場合は、受注者に対して、特別の事情を有すると認める旨を様式2-2号により通知します。
- ③ 発注者が、理由書（二次）によっても当該特別の事情を有すると認めないと判断した場合は、受注者に対して、特別の事情を有すると認めない旨、その理由を通知します。また、受注者に対して、当該未加入下請企業の保険加入を確認できる書類（様式4号）を原則30日以内の期日を指定して提出するよう様式3-2号により通知します。なお、受注者が、当該未加入下請企業に対して適切な指導を行い、当該未加入下請企業が保険加入に時間的猶予を必要としていることがわかる書面を提出した場合は、二次下請企業は60日、三次以下の下請企業は90日まで期日を延長することができます。

なお、受注者から指定した期日までに保険加入を確認できる書類が提出されない場合は、埼玉県流域下水道事業建設工事標準請負契約約款第7条の3第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知します。

5 その他

下請企業の適切な保険加入範囲や、保険加入の適用除外などについては、以下の国土交通省のホームページ、相談ダイヤル及び資料を参考にして確認してください。

- ・国土交通省ホームページ 「建設業の社会保険未加入対策について」

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

- ・国土交通省 [「建設業フォローアップ相談ダイヤル」](#)

0570-004976

受付時間 10:00～12:00、13:30～17:00（土日・祝祭日・閉庁日を除く）

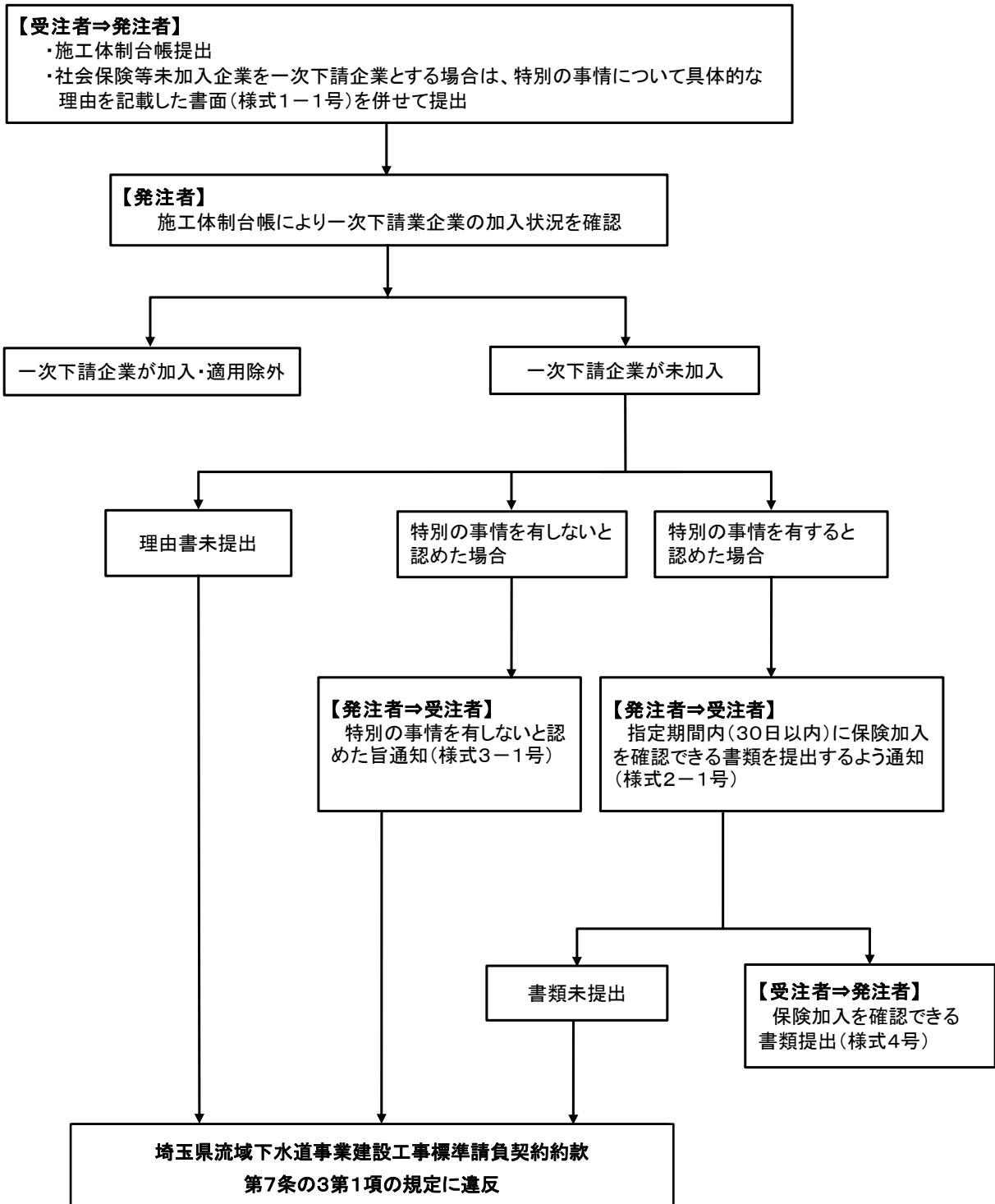
- ・国土交通省 お知らせ [「社会保険労務士に相談しやすくなりました！」](#)

47都道府県社会保険労務士会が窓口となり、社会保険加入等に関する相談に応じています。

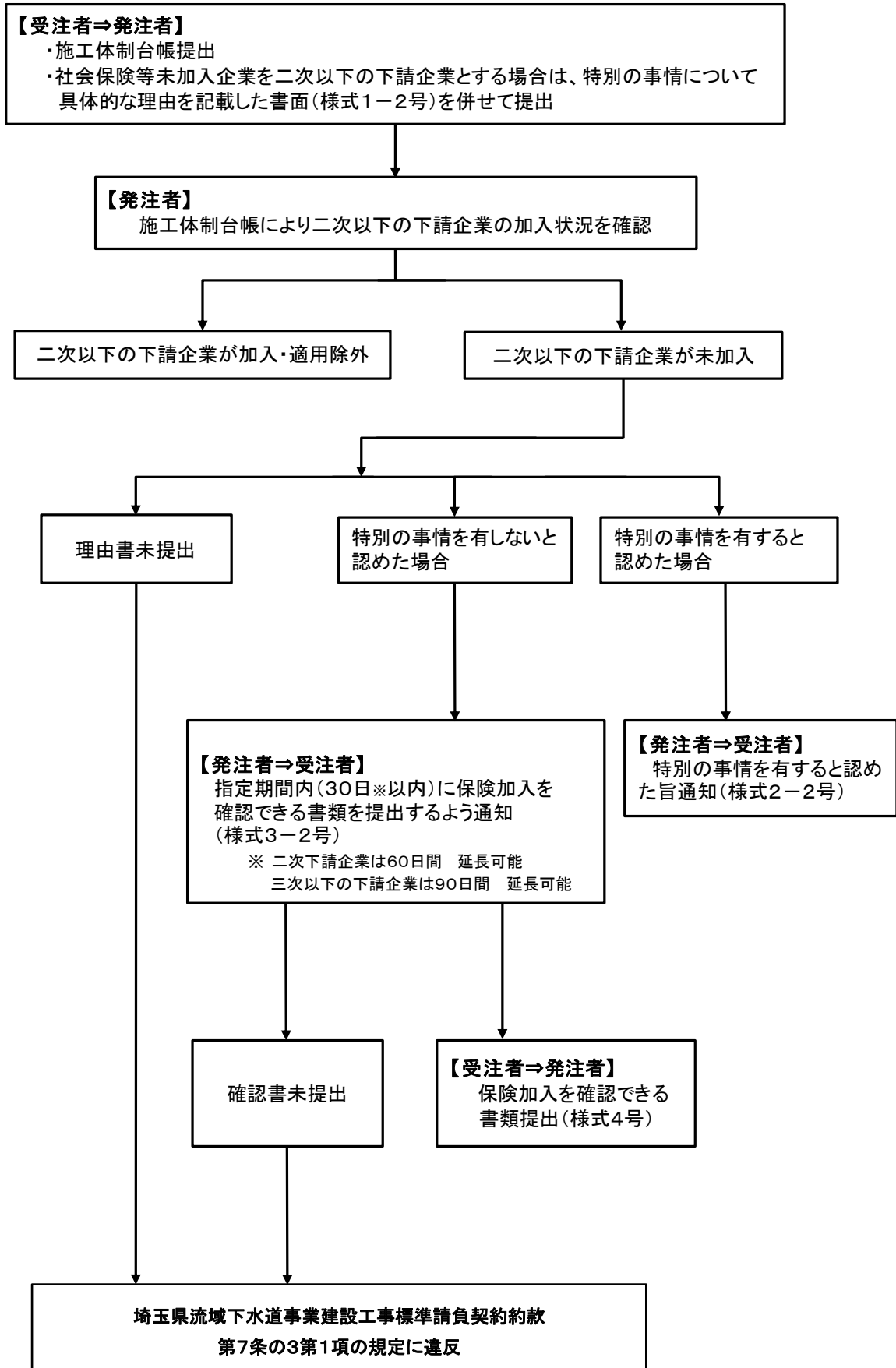
6 適用日

この取扱いは、平成30年4月1日以降に当初契約する建設工事から適用します。

一次下請企業の社会保険等加入状況の確認



二次以下の下請企業の社会保険等加入状況の確認



(標準請負契約約款第7条の3関係)
様式1-1号

平成 年 月 日

(あて先)
発注者

住所
受注者
氏名
⑩

埼玉県流域下水道事業建設工事標準請負契約約款第7条の3第2項第1号イに定める特別の事情について
下記の工事について、社会保険等未加入企業と直接下請契約を締結しなければならない具体的な理由を提出します。

記

工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
請 負 代 金 額	金	円
下 請 負 人	一次下請企業	
未加入の社会保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険	
具体的理由		

(標準請負契約約款第7条の3関係)
様式1-2号

平成 年 月 日

(あて先)
発注者

住所
受注者
氏名
⑩

埼玉県流域下水道事業建設工事標準請負契約約款第7条の3第2項第2号イに定める特別の事情について
下記の工事について、社会保険等未加入企業を下請負人としなければならない具体的な理由を提出します。

記

工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
請 負 代 金 額	金	円
下 請 負 人	○次下請企業	
未加入の社会保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険	
具体的理由		

(標準請負契約約款第7条の3関係)

様式2-1号

第 号
平成 年 月 日

受注者 様

発注者 印

埼玉県流域下水道事業建設工事標準請負契約約款第7条の3第2項第1号イに定める特別の事情の有無について（通知）

下記の工事について、平成 年 月 日付けで貴社が提出した「埼玉県流域下水道事業建設工事標準請負契約約款第7条の3第2項第1号イに定める特別の事情について」記載の理由については、同条の3第2項第1号イに定める特別の事情を有するものと認めます。

については、平成 年 月 日までに、「〇〇社」が※〇〇法第〇〇条の規定による届出の義務を履行し、その加入の状況を確認することのできる書類を提出してください
なお、加入の状況を確認することのできる書類が期限までに提出されない場合は、埼玉県流域下水道事業建設工事標準請負契約約款第7条の3第1項の規定に違反することとなります。

記

工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
請 負 代 金 額	金	円
下 請 負 人	一次下請企業	
未加入の社会保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険	

※該当する法律を記載

- ①健康保険法第48条
- ②厚生年金保険法第27条
- ③雇用保険法第7条

○届出の義務の履行が確認できる書類

(1) 健康保険又は厚生年金保険について

- ・領収証書、社会保険料納入証明（申請）書
- ・資格取得確認及び標準報酬決定通知書

(2) 雇用保険について

- ・領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書
- ・雇用保険被保険者資格取得通知書（事業主通知用）
- ・雇用保険適用事業所設置届事業主控

(標準請負契約約款第7条の3関係)

様式2-2号

第 号
平成 年 月 日

受注者

発注者 ⑩

埼玉県流域下水道事業建設工事標準請負契約約款第7条の3第2項第2号イに定める特別の事情の有無について（通知）

下記の工事について、平成 年 月 日付けで貴社が提出した「埼玉県流域下水道事業建設工事標準請負契約約款第7条の3第2項第2号イに定める特別の事情について」記載の理由については、同条の3第2項第2号イに定める特別の事情を有するものと認めます。

記

工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
請 負 代 金 額	金 円	
下 請 負 人	○次下請企業	
未加入の社会保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険	

(標準請負契約約款第7条の3関係)

様式3-1号

第 号
平成 年 月 日

受注者 様

発注者 印

埼玉県流域下水道事業建設工事標準請負契約約款第7条の3第2項第1号イに定める特別の事情の有無について（通知）

下記の工事について、平成 年 月 日付けで貴社が提出した「埼玉県流域下水道事業建設工事標準請負契約約款第7条の3第2項第1号イに定める特別の事情について」記載の理由については、同条の3第2項第1号イに定める特別の事情を有すると認められませんでした。

これは、埼玉県流域下水道事業建設工事標準請負契約約款第7条の3第1項の規定に違反することとなります。

記

工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
請 負 代 金 額	金 円	
下 請 負 人	一次下請企業	
未加入の社会保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険	
理 由		

(標準請負契約約款第7条の3関係)

様式3-2号

第 号
平成 年 月 日

受注者 様

発注者 印

埼玉県流域下水道事業建設工事標準請負契約約款第7条の3第2項第2号イに定める特別の事情の有無について（通知）

下記の工事について、平成 年 月 日付けで貴社が提出した「埼玉県流域下水道事業建設工事標準請負契約約款第7条の3第2項第2号イに定める特別の事情について」記載の理由については、同条の3第2項第2号イに定める特別の事情を有すると認められませんでした。

については、平成 年 月 日までに、「〇〇社」が※〇〇法第〇〇条の規定による届出の義務を履行し、その加入の状況を確認することのできる書類を提出してください。

なお、加入の状況を確認することのできる書類が期限までに提出されない場合は、埼玉県流域下水道事業建設工事標準請負契約約款第7条の3第1項の規定に違反することとなります。

記

工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
請 負 代 金 額	金	円
下 請 負 人	○次下請企業	
未加入の社会保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険	
理 由		

※該当する法律を記載

- ①健康保険法第48条
- ②厚生年金保険法第27条
- ③雇用保険法第7条

○届出の義務の履行が確認できる書類

(1) 健康保険又は厚生年金保険について

- ・領収証書、社会保険料納入証明（申請）書
- ・資格取得確認及び標準報酬決定通知書

(2) 雇用保険について

- ・領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書
- ・雇用保険被保険者資格取得通知書（事業主通知用）
- ・雇用保険適用事業所設置届事業主控

(標準請負契約約款第7条の3関係)
様式4号

平成 年 月 日

(あて先)
発注者

受注者名 ⑩

社会保険等への加入状況に係る確認書類について

下記工事の下請負人について、未加入の社会保険等の届出の義務を履行し、その加入の状況を確認できる書類を提出します。

記

工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
請 負 代 金 額	金	円
下 請 負 人	○次下請企業	
加入した社会保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険	
確 認 資 料	別添のとおり	